

訪問介護事業所等における同一建物等居住者に係る減算の取扱いについて

令和6年9月

広島県健康福祉局医療介護基盤課
介護事業者指導グループ

1 同一建物等居住者に係る減算とは

訪問介護において、指定訪問介護事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内の建物等に居住する利用者に対し、指定訪問介護を提供した場合、1回につき所定単位数から減算するものです。

令和6年度報酬改定により、新たな減算の区分が設けられました。

減算の区分について、具体的には次のとおりです。

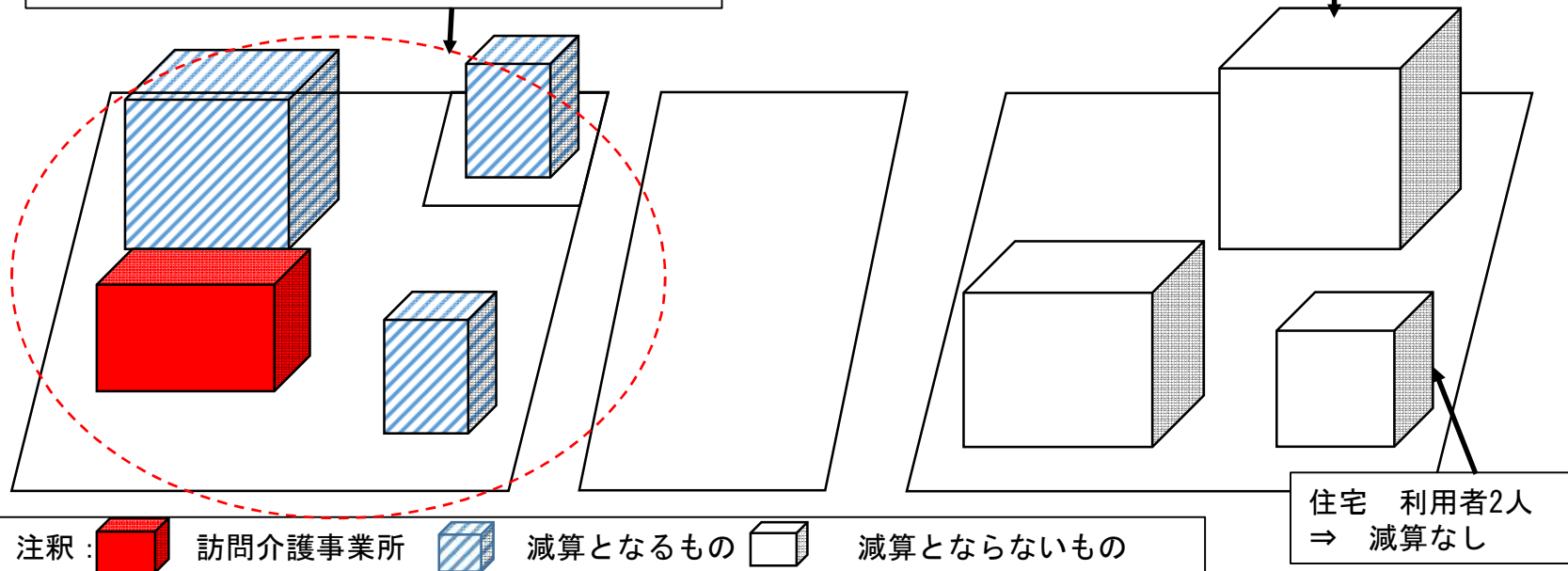
減算の内容	算定要件
① 10%減算	事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者（②及び④に該当するものを除く）
② 15%減算	①の建物に居住する利用者の人数が1月当たり50人以上の場合
③ 10%減算	①以外の範囲に所在する建物に居住する者（当該建物に居住する利用者の人数が1月当たり20人以上の場合）
④ 12%減算 （※新設）	正当な理由なく、事業所において、前6月間に提供した訪問介護サービスの提供総数のうち、事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者（②に該当する場合を除く）に提供されたものの占める割合が90%以上である場合

2 同一建物等居住者に係る減算の具体例（１）

利用者が54人の事業所の場合

④ 事業所と同一建物等に居住する利用者49人
($49/54 = 9$ 割以上であるため)
⇒ 12%減算

④以外の同一の建物に居住する
利用者3人 ⇒ 減算なし



2 同一建物等居住者に係る減算の具体例（2）

利用者が75人の事業所の場合

①事業所と同一建物等に居住する利用者49人
($49/75=9$ 割より少ないため)
⇒10%減算

③ ①以外の同一建物に居住する利用者20人
⇒ 10%減算

集合住宅
利用者4人
⇒ 減算なし

住宅
利用者2人
⇒ 減算なし

注釈：



訪問介護事業所



減算となるもの



減算とならないもの

2 同一建物等居住者に係る減算の具体例（3）

利用者が90人の事業所の場合

② 事業所と同一建物等に居住する利用者50人
⇒ 15%減算

集合住宅
利用者10人
⇒ 減算なし

③ ②以外の同一建物に居住
する利用者20人
⇒ 10%減算

住宅
利用者10人
⇒ 減算なし

注釈：



訪問介護事業所



減算となるもの



減算とならないもの

3 新たな減算の区分に係る手続等について（1）

次に掲げる事業所は、次に掲げる提出する書類を令和6年10月15日までに指定権者に提出する必要があります。（令和7年度以降は9月15日まで）

事業所の種類	内 容	提出する書類
12%減算（1の④に該当する場合）	正当な理由なく、前6月間に提供した指定訪問介護の提供総数のうち、事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住する者に提供されたものの占める割合が90%以上である事業所	介護給付費に係る体制等に関する届出書（以下「体制届」という。）※減算の有無に変更がある場合のみ
		介護給付費の算定に係る体制等状況一覧表（以下「体制状況等一覧表」という。）※減算の有無に変更がある場合のみ
		別紙10「訪問介護、訪問型サービスにおける同一建物減算に係る計算書」
10%減算（1の①に該当する場合）	事業所と同一敷地内又は隣接敷地内に所在する建物に居住する者に対し指定訪問介護を提供した事業所	体制届 ※令和6年4月に既に提出している場合は不要
		体制状況等一覧表 ※令和6年4月に既に提出している場合は不要
		別紙10「訪問介護、訪問型サービスにおける同一建物減算に係る計算書」

12%減算の場合は、「同一建物減算（同一敷地内建物に居住する者への提供割合90%以上）」を該当にチェックし、10%減算の場合は「同一建物減算（同一敷地内建物等に居住するものへの提供）」を該当にチェックする。

3 新たな減算の区分に係る手続等について (3)

添付書類

(3) 別紙10 訪問介護、訪問型サービスにおける同一建物減算に係る計算書

(別紙10)		令和 年 月 日	
訪問介護、訪問型サービスにおける同一建物減算に係る計算書			
事業所名			
事業所番号			
1. 判定期間 (年) 令和 年度 ☐ 前期 ☐ 後期			
(※) なお、令和6年度については、前期の判定期間を4月1日から9月30日、減算適用期間を1月1日から3月31日までとし、後期の判定期間を10月1日から3月31日までとし、減算適用期間を令和7年度の4月1日から9月30日までとするため、以下の「2. 判定結果」ア、イについては、減算判定期間を修正の上、ご記入ください。			
2. 判定結果 ☐ 非該当 ☐ 該当			
ア. 前期			
	①判定期間に指定訪問介護を提供した利用者の総数 (※本事業者は含めない)	②①の内同一建物減算の適用を受けている利用者数 (※1)	
4 月	人	人	
5 月	人	人	
6 月	人	人	
7 月	人	人	
8 月	人	人	
9 月	人	人	
合計	人	人	
③割合 (②÷①)		%	
※90%以上である場合の理由(※2より該当する番号を記入)			
イ. 後期			
	①判定期間に指定訪問介護を提供した利用者の総数 (※本事業者は含めない)	②①の内同一建物減算の適用を受けている利用者数 (※1)	
10 月	人	人	
11 月	人	人	
12 月	人	人	
1 月	人	人	
2 月	人	人	
合計	人	人	
③割合 (②÷①)		%	
※90%以上である場合の理由(※2より該当する番号を記入)			

○令和6年度についての判定期間、減算適用期間は次のとおり

判定期間 前期 4月1日～9月30日、後期 10月1日～2月末日

減算適用期間 前期 11月1日～3月31日、後期 令和7年4月1日～9月30日

※令和7年度以降

判定期間 前期 3月1日～8月31日、後期 9月1日～2月末日

減算適用期間 前期 10月1日～3月31日、後期 4月1日～9月30日

3 新たな減算の区分に係る手続等について (4)

○ 判定方法

事業所ごとに、次の計算式により計算し、90%以上である場合に減算
(計算式)

当該事業所における判定期間に指定訪問介護
を提供した利用者のうち同一敷地内建物等に
居住する利用者数 (利用実人員)

÷

当該事業所における判定期間に指定訪問介護
を提供した利用者数 (利用実人員)

注1：上記計算する際、端数処理はしないこと。

※ 総利用者数56人、同一敷地内建物に居住する利用者49人の場合

$49 \div 56 = 0.875$ なので、0.9より少ないため、12%減算に該当しない。

注2：利用者のうち、要支援者は含まない。(総合事業の場合は、要介護者は含まない)

注3：「同一敷地内建物等に居住する利用者数が50人以上の場合の減算及び同一敷地内建物以外の同一建物に居住する利用者が20人以上の場合」の減算に係る利用者数は、1月間(暦月)の利用者数の平均による。

また、1月間の利用者数の平均は、当該月における1日ごとの該当する建物に居住する利用者の合計を当該月の日数で除して得た値とする。(平均利用者数の算定に当たっては小数点以下を切り捨て)

注4 同一敷地内建物以外の同一の建物に居住する利用者が20人以上の場合の減算に係る利用者数には要支援者を含む。

3 新たな減算の区分に係る手続等について (5)

添付書類

(3) 別紙10 訪問介護、訪問型サービスにおける同一建物減算に係る計算書 (裏面)

(※1) 同一の建物に20人以上居住する建物（同一敷地内建物等を除く）に居住する者及び同一敷地内建物等に50人以上居住する建物に居住する者へ提供する場合を除く									
(※2) 「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成12年3月1日老企第36号）（抄）」（以下、「留意事項通知」という。）第2の2(16)⑥二等に規定する以下のa～cのいずれか、若しくは、d「いずれにも該当しない」から当てはまるものを選択すること。 なお、a～cに該当する場合は、それぞれ要件を満たすことが分かる根拠書類を準備し、指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。 a：特別地域訪問介護加算を受けている事業所である場合 b：判定期間の1月当たりの延べ訪問回数が二百回以下であるなど事業所が小規模である場合 c：その他正当な理由と都道府県知事が認めた場合									
備考									
・本資料は同一建物減算に係る算定手続きを補完する資料としてご使用ください。									
・「1. 判定期間」については、該当する期間を選択してください。									
・「2. 判定結果」については、アまたはイの算定結果を元を選択してください。									
・具体的な計算方法については、留意事項通知第2の2(16)⑥ロをご参照ください。									

2により判定した割合が90%以上である事業所のうち、90%以上に至ったことに正当な理由がある場合は、2の④に、a～cを記入してください。

なお、正当な理由がない場合は、2の④に、dを記入してください。

※ 正当な理由の範囲

- a 特別地域訪問介護加算を受けている事業所である場合
- b 判定期間の1月当たりの延べ訪問回数が200回以下であるなど事業所が小規模である場合
- c その他正当な理由と都道府県知事が認めた場合

3 新たな減算の区分に係る手続等について（6）

書類の提出先については、次のとおりです。

事業所所在地	提出先	所在地	備考
大竹市、廿日市市、安芸高田市、 江田島市、府中町、海田町、熊野 町、坂町、安芸太田町、北広島町	西部厚生環境事務所 厚生課	廿日市市桜尾2-2-68	
竹原市、東広島市、大崎上島町	西部東厚生環境事務所 厚生課	東広島市西条昭和町 13-10	
三原市、尾道市、世羅町、府中市、 神石高原町	東部厚生環境事務所 厚生課	尾道市古浜町26-12	
庄原市	北部厚生環境事務所 厚生課	三次市十日市東4-6-1	

※ 総合事業については、各市町へ提出してください。